

令和 8 年 6 月 総会議事録

日 時 令和 8 年 6 月 25 日 (木)
午前 9 時 30 分
場 所 豊橋市役所 東 85 会議室

豊橋市農業委員会

- 1 日 時 令和 8 年 6 月 25 日 (木)
午前 9 時 30 分開会 午前 10 時 31 分閉会
- 2 場 所 豊橋市今橋町 1 番地
豊橋市役所 東 85 会議室

3 議事及び報告

(1) 議案

- 議案第 22 号 令和 9 年度 農地等利用最適化推進施策の改善意見書について
- 議案第 23 号 園芸施設の承継等に関する要望書について
- 議案第 24 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 25 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 26 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の設定)
- 議案第 27 号 農用地利用集積等促進計画について (利用権の移転)
- 議案第 28 号 農用地利用集積等促進計画について (所有権の移転)
- 議案第 29 号 競売買受適格証明について (農地法第 3 条関係)
- 議案第 30 号 非農地証明 (遊休農地) について
- 議案第 31 号 地域計画の変更について

(2) 報告

- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出について
(事務局長専決)
- 報告第 4 号 農地法第 6 条第 1 項の規定による報告確認について
- 報告第 5 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
- 報告第 6 号 現況証明について
- 報告第 7 号 農地基本台帳の登載について
- 報告第 8 号 所有者不明農地にかかる農業委員会による探索結果の公示
について
- 報告第 9 号 令和 7 年度の農業委員会における事務の実施状況等の公表
について

4 その他

(1) 連絡事項

5 出席委員

1 番 伊藤 和弘	2 番 岩瀬 宏二	3 番 太田由美子
4 番 大竹 孝夫	5 番 加藤 正雄	6 番 小林 和仁
7 番 近藤 好幸	8 番 佐野恵美子	9 番 杉浦 圭志
10 番 陶山 哲	11 番 高橋 忠道	12 番 高部 宏生
13 番 中山 信廣	14 番 夏目 静男	15 番 野口千恵子
16 番 彦坂 正志	17 番 藤城ひろみ	18 番 藤村やすよ
19 番 前田 裕子	20 番 水野 敏久	21 番 村田 佳也
22 番 村松 桂子	23 番 森下 秋吉	

6 欠席委員 24 番 山崎 裕通

7 職務のため出席した者（事務局）

農業委員会事務局 4 名

農業企画課 2 名

8 議事の経過

事務局 定刻となりました。

ただ今から豊橋市農業委員会 令和 8 年 6 月総会を開会いたします。
水野会長、よろしくお願いいたします。

会 長 <挨拶>

それでは、総会を始めます。

なお、「豊橋市農業委員会 総会 会議規則」第 4 条の規定により、
私が議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議 長 本日は 議席番号 24 番 山崎裕通委員から欠席の届出がありました
ので、よろしくお願いいたします。

出席委員は、委員総数 24 名中 23 名で過半数に達していますので、農
業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会は成立いたし
ます。

次に、議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員について
は、私から 2 名指名したいと思いますが、異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認め、
議席番号 8 番 佐野恵美子委員、同 9 番 杉浦圭志委員を議事録署名
委員に指名します。

それでは議事に入る前に、農地法等に基づく許可案件について、10
日の書類説明会及び終了後の農業委員による現地調査、18 日の審査会
を経て、本日の総会までの間において、今月の審査案件に関する変更等
について事務局から説明があります。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

天伯町 外 4 筆の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地
の全部効率利用要件を満たさなかったため、6月23日に取下願の提出が
ありました。

また、藤並町の所有権を移転する案件は、許可要件である所有農地
の全部効率利用要件を満たさなかったため、6月23日に取下願の提出が
ありました。

その他については、変更、取下げ等はございません。

また、本日は議案のほかに、農地法第3条 番号6番の案件について、
審査会での聞き取り調査の概要を配付しておりますので、併せてご精
読ください。

転用関係につきましては、10 日の説明会以降、取り下げ変更等はご
ざいせん。それではよろしくお願ひします。

議 長 変更等については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは、精読時間を 5 分間設けますので、それぞれ議案に目を通し
てください。

(精読時間 5 分)

議 長 それでは、5 分経過しましたので、精読時間を終わります。

これより議事に入ります。

議 長 別添資料 1-2 議案第 22 号

「令和 9 年度 農地等利用最適化推進施策の改善意見書について」を
議題として上程いたします。

それでは内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議案第 22 号 資料 1-2 をご覧ください。

議案第 22 号は、「令和 9 年度農地等利用最適化推進施策の改善意見
書」についてです。

7月6日(月)の市長への意見書提出に向け、4月から6月にかけて、農政対策協議会にて検討してまいりましたが、去る6月15日の農政対策協議会にて最終案として承認されましたので、本日、総会に提出いたしました。

資料1-2 ①が、「豊橋市長」に提出する意見書案です。

まず前文の概要についてです。

現在の日本は、昨年度から続いた米騒動も収まり、デフレ経済から脱却の兆しが見えて来た矢先、中東情勢の不透明感が拭えず、原油価格の高騰や円安に加え、気候変動などの影響により、増々先行きの見えない状況となり混沌としています。

農業分野においては、燃料費の高騰や農業資材の値上げ・販売停止の動きが広がっています。また、円安による飼料や肥料の価格高騰、気候変動による水不足や高温障害など、農作物を生産する上でトリプルパンチ以上の状況が続いています。

今年4月に農林水産省が発表した「農業生産資材価格指数」は過去最高値となっていますが、生産者は、高騰する生産コストを農産物価格に転嫁できておらず、生産者にとって再生産可能な価格が実現されることが強く望まれます。

こうした状況の中、豊橋市農業委員会は豊橋市が策定した地域計画のブラッシュアップに向け、関係機関と協力し、地域の実情に即した検討や調整を進めています。

当委員会では、農業都市豊橋が今後も安定的かつ継続的に進化、発展することを目指し、努力を続けてまいります。

つきましては農地等の利用の最適化の推進に関する業務を効率的かつ効果的に実施するため、農業委員会等に関する法律第38条の規定により、本意見書を提出します。

以上が前文の概要です。

次に、意見の項目につきましては、まず【農産物の再生産可能な価格形成について】です。

担い手が農地を引き受けられない理由は、耕作面積の問題だけでなく、引き受けたのちの経営が成り立つかどうか大きな課題である。

農産物の再生産可能な価格が形成されれば、担い手の所得安定につながり、規模拡大・農地の引き受けに踏み出しやすくなり、農地の集積・集約化が進み、その結果、遊休農地の発生防止、農業への新規参入にも良い影響を及ぼすことが期待できる。

そのため、市においては、生産現場の実情を踏まえ、農業者が安心して営農を継続できるよう、再生産可能価格が形成される施策の推進について、国に対し積極的に働きかけていただくよう要望します。

また、農産物の再生産可能価格を形成するためには、流通業界や消費者の理解と協力も不可欠であることから、農業や農産物の価値について、理解促進に向けた取り組みを進められたい。

次に、【担い手への農地の集積・集約化について】

本市においては、農地の集積・集約化が進んでいるとは言い難い状況である。

そこで、市が提案者となり、土地改良区やＪＡを巻き込んで農地の集積・集約化を行うモデル地区を設定し、先導的な取り組みを進められるよう検討されたい。

次に、【遊休農地の発生防止について】

市が実施しているノウチマッチについて、令和７年度から未来の農地マップシステムによる運用を開始している。少しずつ利用登録はされているものの、運用を開始してからまだ間もないこともあり、システムに関する情報が農地所有者に浸透しているとは言い難い状況である。ノウチマッチの利用が増え、システムによるマッチングが増えることで、遊休農地の発生防止にも効果的であると考ええる。

そこで、ノウチマッチについて、ＪＡとの情報共有を積極的に行い、目標地図とも連動させながら利用拡大に取り組まれたい。

続いて、【遊休農地の解消について】

市は耕作放棄地解消補助金として、遊休農地解消のために機械を借りる費用等に補助を行っており、遊休農地解消に一定効果のある事業を実施しているものの、ＪＡの窓口などに設置してある補助についての案内冊子を見ている人も少なく、周知が十分であるとは言い難い。

そこで、農業者へ直接声掛けをするなど、徹底した情報周知・積極的な広報に取り組まれない。

また、補助額を増加するなど、農業者にとってより利用しやすい制度となるよう、更なる検討を要望します。

最後に、【新規就農者の確保について】です。

近年、農業従事者の高齢化や担い手不足が進行する中、地域農業を持続的に守るためには新規就農者の確保と定着支援が極めて重要となっている。JA豊橋いちご部会では、いちご未来塾を創設し、研修の受入れや経営開始時の支援など、新規就農者に対する取り組みの動きがあり、また県・県立農業大学校でも、新規就農に関する相談支援・実践的な教育などを行っている。

しかしながら、新規就農者に対する支援については、就農相談、研修、農地の確保、資金支援、技術指導、販路支援など、多岐にわたる課題が存在しており、機関ごとの対応だけでは十分な支援体制を構築することが難しいことから、市においては、JAや県・県立農業大学校などの関係機関と一層連携し、相談から定着に至るまで、切れ目なく支援を受けられる体制の構築を推進されたい。

また、市が実施している新規就農バスツアーについて、時期をずらした複数回の実施や、作目ごとにツアーを企画するなど、ターゲットを明確化し、より効果的な取り組みとなるよう検討されたい。

さらに、農業が職業の選択肢となるためには、農業分野におけるインターンシップや職業体験の機会を充実させ、若者をはじめとする幅広い層への働きかけを促進することが重要である。そこで、市においては、農業分野においてインターンシップや職業体験が促進されるよう取り組まれない。

以上の5項目を、市に対する意見とするものです。

資料1-2 ②は、「愛知県知事」に提出する意見書案です。

こちらと同じ前文に続き、【担い手への農地利用集積・集約化について】といたしまして、本市においては、農地の集積・集約化が十分進んでいるとは言い難い状況である。

特に、農地の出し手と受け手の調整・条件整備・面的な集約に向けた支援について、愛知県農地中間管理機構の本来の機能が十分に発揮されているとはいえない。

つきましては、愛知県において、同機構の業務内容と現場での実効性を検証するとともに、農業委員会・土地改良区・ＪＡ・担い手農家と連携し、農地の集積・集約化が具体的に進むよう必要な措置を講ぜられたい。

県につきましては、以上１項目について意見とするものです。

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員

「進 行」

議 長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより、採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。併せて、今後、誤字や文章に修正が必要な時は、農政対策協議会役員と事務局とで調整をさせていただくということで異議ございませんか。

全 員

「異議なし」

議 長

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

議 長

それでは、豊橋市長あての意見書は７月６日（月）の午前１１時００分に提出していくことにいたします。午前１０時３０分までに農業委員会室へお集まりください。

服装は、豊橋市では、年間を通じて働きやすい服装での勤務を推奨していますので、状況に応じた適切な服装で結構ですが、ジャケットなどの上着はご持参ください。なお、ネクタイは不要です。

当日は、高部委員の進行により、初めに中山委員が前文を朗読します。そして、それぞれの項目について、小林委員、近藤委員、岩瀬委員に説明していただきます。

その後、懇談に入ります。

なお、持ち時間については、全体で６０分ございますので、懇談の場で発言されたい方は、積極的にご発言いただきたいと思います。有意義な懇談となるよう、発言するポイントについて、事前に当局に伝えてお

きたいと思いますので、現時点で発言を考えられている方は、どのようなポイントについて発言されるのか、この場で確認させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(中山委員)

- ・有機農法や学校給食の進捗状況
- ・今年度の新規就農 1,000 万円の予算を使って、石巻インター近くに農地があれば、有機農法を活用できないかの提案

(夏目委員)

- ・農業に詳しい職員を育てることについての進展状況
- ・新規就農に係る個人的提案
- ・農業委員報酬の見直し

(森下委員)

- ・農業企画課・農業支援課・農業委員会事務局の担当者レベルでの意見交換会を定期的を実施し、直接、農家の声を聴きながら、施策に反映できるような形にしてほしい。

(杉浦委員)

- ・事前に事務局に伝えたとおり

では、今確認させていただいた内容について、当局に伝えておきますので、当日はよろしくお願いします。

議 長 続きまして 別添資料 1-3 議案第 23 号

「園芸施設の承継等に関する要望書について」を議題として上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。

議案第 23 号 資料 1-3 をご覧ください。

議案第 23 号は、「園芸施設の承継等に関する要望書」についてでございます。

これは、豊橋、田原、豊川、蒲郡、の東三河の 4 市の農業委員会の連名により、農林水産副大臣あて提出する要望書案です。

内容については、東三河地域の概要に始まり、農業を取り巻く環境は厳しく、全国でも有数な産地としての維持、農業の継続的な発展が危ぶまれる状況であること。

特に施設園芸の多い本地域で、離農する生産者が増え、使用可能な園芸施設が遊休化する事例が増えている状況について触れ、新規就農者や規模拡大に既存施設を活用できれば、初期投資を大幅に抑えることがで

き、地域農業の維持・発展に大きく寄与することができるが、産地生産基盤パワーアップ事業等においては、既存施設の改修や再整備に対する支援を受ける際に、所有権移転が要件となり、賃貸借・使用貸借により引き継ぐケースでは活用しにくい状況であることを踏まえ、次の事項について要望するものです。

1. 園芸施設の改修・再整備について、所有権移転を伴わない賃貸借・使用貸借の場合においても、一定期間以上の利用権設定がある場合には、産地生産基盤パワーアップ事業等の補助事業の対象として認めること
2. 遊休化が懸念される園芸施設の再活用を促進するため、承継型の改修支援メニューを拡充すること
3. 老朽化等により再活用が困難な園芸施設が放置されることにより遊休化がすすむため、畑作等へ転換するための施設解体費補助制度を新設すること

説明は以上です。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり承認することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。

よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 資料 1 議案第 24 号

「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号 1 番から 9 番までの 9 件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第 24 号、1 ページから 2 ページまでをご覧ください。

番号 1 番から 9 番までにつきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第 3 条第 2 項各号の許可ができない項目に

該当しませんでした。申請地及び所有農地も全て問題がありませんでした。

全案件とも周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、原案のとおり許可することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして 同じく資料1 議案第25号

「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番から15番までの15件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。

議案第25号、3ページから5ページをお願いします。

番号1番から15番までの15件につきましては、書類説明会時にご説明したとおり、立地基準・一般基準とも許可基準を満たし、問題ないことが見込まれます。

補足説明は次のとおりです。

信用性については、番号3番は始末書が添付され是正を行う案件です。

周辺農地に係る営農条件への支障については、隣地の承諾を得た旨の記載がある案件は番号2番・4番から8番・10番・11番・13番・14番です。隣接地が申請地所有者と同一であるか、農地以外である案件は番号1番・3番・9番・12番・15番です。

一時転用については、該当ありません。

詳細については、議案をご覧ください。

以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。
- 委 員 「進 行」
- 議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案を「可」として、豊橋市長に進達することに決して、異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
- 議 長 異議なしと認めます。
よって、本案は原案を「可」として 豊橋市長に進達することに決しました。
- 議 長 続きまして 別添資料 1-4 議案第 26 号
「農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）」を議題といたします。
利用権設定の番号 1 番から 334 番までの 334 件を一括上程いたします。
なお、番号 13 番・133 番は小林委員が譲受人、番号 44 番・274 番は杉浦委員が取締役を務める法人が譲受人での申請者のため「農業委員会等に関する法律」第 31 条第 1 項の議事参与の制限に該当いたします。
小林委員・杉浦委員は関係案件のみ審議の際に一時退席をお願いいたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。
- 農業企画課 はい、議長。
議案第 26 号農用地利用集積等促進計画について（利用権の設定）について、説明させていただきます。
農地中間管理事業を利用した農地の利用権の設定にかかる申し出があったもののうち 7 月 25 日付契約開始分について、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願いますものがございます。
別添資料 1-4 をご覧ください。1 ページから 52 ページの農地中間管理事業におきましては、愛知県農業振興基金から担い手へ利用権を設定する案件が 334 件 728 筆 795,327.88 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願いいたします。

- 議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
先ほど説明しましたが、議事参与の制限により番号 13 番・133 番の 2 件、番号 44 番・274 番の 2 件、それ以外の案件と 3 つに分けて審議していきたいと思います。
まず、番号 13 番・133 番の 2 件を審議いたします。小林委員は退席してください。
〈小林委員 退席〉
それでは質疑に入ります。
- 委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
- 議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
小林委員は復席してください。
〈小林委員 復席〉
- 議 長 続きまして、番号 44 番・274 番の 2 件を審議いたします。
杉浦委員は退席してください。
〈杉浦委員 退席〉
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。
- 委 員 「進 行」
議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。
- 議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。
- 全 員 「異議なし」
議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。
杉浦委員は復席してください。

〈杉浦委員 復席〉

議 長 続きまして、番号 13 番・44 番・133 番・274 番を除く 330 件を一括審議いたします。

それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言願います。

全 員 「進行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-4 議案第 27 号

「農用地利用集積等促進計画について（利用権の移転）」を議題といたします。

利用権移転の番号 1 番から 2 番までの 2 件を一括上程いたします。

内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。

画課 議案第 27 号農用地利用集積等促進計画（利用権の移転）について、説明させていただきます。

農地中間管理事業を利用した農地の利用権の移転にかかる申し出があったものについて、農用地利用集積等促進計画の作成をいたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。

別添資料 1-4、53 ページの農地中間管理事業におきましては、新たな担い手に利用権を設定し、令和 8 年 7 月 25 日付で利用権が移転する案件が 2 件 6 筆、7,277.00 m²でございます。

ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして 同じく別添資料 1-4 議案第 28 号
「農用地利用集積等促進計画について（所有権の移転）」を議題といたします。
所有権移転の番号 1 番から 3 番までの 3 件を一括上程いたします。
内容については、市農業企画課に説明を求めます。

農業企 はい、議長。
画 課 議案第 28 号農用地利用集積等促進計画（所有権の移転）について、説明させていただきます。別紙 1-4、54 ページをご覧ください。
農地中間管理機構による農地売買等事業の申出があったものについて、農用地利用集積等促進計画を作成いたしましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 3 項の規定に基づき、意見を願います。
今回の案件につきましては、3 件 6 筆 8,120.00 m²でございます。これら当該地につきましては、農地中間管理機構による農地売買等事業の各要件を満たしているものと判断します。
ご意見のほどよろしく願います。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。
よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 続きまして、資料 1 に戻り 議案第 29 号
「競売買受適格証明について」を議題といたします。
本案件は、農地法第 3 条許可に係る証明です。

番号1番の1件を上程いたします。内容については、事務局より説明を求めます。

事務局

はい、議長。説明させていただきます。

議案第29号、6ページをご覧ください。

番号1番につきまして、書類説明会でご説明したとおり、許可基準である農地法第3条第2項各号の許可できない項目に該当しませんでした。

願出地も問題はありませんでした。

周辺地域における農地の効率的かつ総合的な利用の確保に支障があるかどうかについては、農業委員の方が現地調査を行った結果、特段の支障はないとのことでした。

詳細につきましては議案をご覧ください。

なお、番号1番の案件について審査会での聞き取り調査の概要を配付しておりますので、併せてご精読ください。

ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。

それでは質疑に入ります。

質疑、意見のある方は、発言願います。

委員

「進行」

議長

進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。本案については、願出人を買受適格者と認め証明することとし、願出人が競売に参加し最高価 買受人となり、農地法第3条の規定による許可申請が提出された場合、その申請が、今回の買受適格証明と同一の内容であると会長が認めたときには、改めて総会に諮ることなく、許可することに決して異義ございませんか。

全員

「異議なし」

議長

異議なしと認めます。

よって、本案はさよう決しました。

議長

続きまして 同じく資料1 議案第30号

「非農地証明（遊休農地）について」を議題といたします。

番号1番から2番までの2件を一括上程いたします。

内容については、事務局に説明を求めます。

事務局 はい、議長。説明させていただきます。
議案第 30 号 7 ページをご覧ください。
番号 1 番、2 番の 2 件につきましては、「豊橋市農業委員会非農地証明（遊休農地）事務処理要領」に基づき願出書が提出された土地です。
願出地が、農地法第 2 条第 1 項の「農地」に該当するか否かについて、要領第 4 条第 1 項の判断基準に基づき審査したところ、農地に該当しないものと考えられますので、同要領第 5 条に基づき判定をお願いするものです。
ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 内容については、ただいま事務局からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。
質疑、意見のある方は、発言 願います。

委員 「進 行」

議長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。
これより採決に入ります。本案については、原案のとおり「非農地」と証明することに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議長 異議なしと認めます。
よって本案は、さよう決しました。

議長 続きまして 別添資料 1-5 議案第 31 号
「地域計画の変更について」を議題として上程いたします。
それでは内容について、市農業企画課に説明を求めます。

農業企画課 はい、議長。
議案第 31 号 地域計画の変更について説明させていただきます。別紙 1-5 をご覧ください。
6 月 10 日の書類説明会でご説明したとおり、7 月公告分の地域計画について変更の必要が生じたので、変更について前もってご意見をお伺いするものです。
なお、地域計画の変更については、6 地域において合計 328 筆、393,023 m²です。
地域計画からの除外に関する案件は、農地転用の申請に先立つ案件が 17 筆、13,140 m²、非農地証明・現況証明の発行、非農地判断に関する案件が 2 筆、1,341 m²、農業用施設の設置に関する案件が 8 筆、2,407 m²、耕作者の変更に関する案件は、農地法 3 条の許可に伴う案件が 51 筆、42,520 m²、農用地利用集積等促進計画の作成に伴う案件が 229

筆、306,659 m²、解約による耕作者不在への変更が 21 筆、26,956 m²です。

なお、農用地利用集積等促進計画をはじめ、農業利用を目的とした権利設定、転用等を行う場合には、地域計画の変更前にこれらの許可をすることができるとされていることから、当該案件については既に許可等がなされていることを申し添えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 内容については、ただいま市農業企画課からの説明のとおりです。
それでは質疑に入ります。質疑、意見のある方は、発言 願います。

委 員 「進 行」

議 長 進行の発言がありましたので、質疑なしと認め、これにて質疑を打ち切ります。

これより採決に入ります。

議 長 本案についての、農業委員会の意見は、「同意する」旨の意見を付すことに決して異議ございませんか。

全 員 「異議なし」

議 長 異議なしと認めます。

よって、農業委員会の意見は、さよう決しました。

議 長 以上で本日の総会に付議された議案は、すべて終了いたしました。

議 長 次に報告事案について、事務局に報告を求めます。

事務局 はい、議長。報告させていただきます。資料 1 8 ページをお願いします。

報告第 1 号の番号 1 番から 2 番までの 2 件については、届出者は届出の農地の権利を財産分与や持分放棄により取得した案件です。報告書に記載の日付で受理しました。

次に 9 ページをお願いします。

報告第 2 号の番号 1 番から 7 番までの 7 件、及び 10 ページからの報告第 3 号の番号 1 番から 13 ページ 26 番までの 26 件については、いずれも市街化区域内の農地転用の届出で、農地法に定められた要件を満たした適正な届出でしたので、それぞれ報告書に記載の日付で受理しました。

次に 14 ページをお願いします。

報告第 4 号の番号 1 番から 8 番までの 8 件については、農地所有適格法人からの報告です。

この報告は毎事業年度終了後 3 か月以内に農業委員会に提出するものです。

すべて要件を満たしていることを確認しました。

次に 15 ページをお願いします。

報告第 5 号の番号 1 番から 16 ページ 10 番までの 10 件については、備考欄に記載の利用集積公告を合意解約した旨の通知がありましたので、報告書に記載の日付で受理しました。

次に 17 ページをお願いします。

報告第 6 号の番号 1 番から 5 番の 5 件については、20 年以上非農地であることの現況証明です。願い出の現況及び添付書類を審査の上、15 日付けで証明を行いました。

なお、固定資産税の課税状況ですが、番号 1 番から 3 番・5 番は畑、4 番は雑種地及び宅地でした。

次に 18 ページをお願いします。

報告第 7 号の番号 1 番の 1 件については、現地調査により地区担当委員にご確認いただき、現況が農地であることを確認しましたので、6 月 23 日付けで農地基本台帳に登載しました。

次に 19 ページをご覧ください。報告第 8 の番号 1 番、2 番の 2 件については所有者不明農地の所有者等を農業委員会が探索した結果、所有者等が判明しなかったため、その旨を公示したものです。最終的に県知事の裁定を受けて、農地中間管理機構が 利用権を設定することになります。6 月 19 日付で公示しました。

次に資料 1-6 をご覧ください。

令和 7 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況について説明させていただきます。

農業委員会に関する法律の規定によりに農地等の利用の最適化の推進状況、農業委員会の事務の実施状況について公表することとされています。この別紙様式 5 により公表していきます。

1 ページをご覧ください。農業委員会の状況を記入しています。農業委員会の現在の体制、豊橋市の農家・農地等の概要を記載しています。

2 ページ以降は 最適化活動の実施状況になります。始めに農地の集積についてです。実績としましては集積率 31.8%で 7 年度の目標を達成しました。

次に遊休農地の解消です。目標である緑部分の遊休農地を 10.2ha 解消しておりますが、目標の解消面積 21ha には達していません。

次に新規参入の促進です。新規参入者への貸付け等について農地所有者の同意を得たうえで公表した農地の面積については目標を上回る結果

になりました、また新規参入する経営体数も 35、取得面積 4.7ha となっています。

次に最適化活動の活動目標ですが活動強化月間の地域計画 地域の協議の場、8.1 調査、非農地判断などすべて実施することができましたが、新規参入相談会は実施できませんでした。

目標の達成状況の評語、推進員等の点検・評価結果ですが、目標の達成状況、により点数づけされ評語が決められています。7 年度は合計 10 点で「目標に対して期待を上回る結果が得られた」という評語になっています。

次に事務の実施状況です。総会の開催実績、農地法 3 条、農地転用に関する事務、違反転用への対応状況については資料のとおりです。

議長 報告事案については、ただ今事務局からの報告のとおりです。

以上で、「農業委員会等に関する法律」第 6 条第 1 項に係わる議案及び報告を終了いたします。

議長 その他、何かありませんか。

なければ、以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

(午前 10 時 31 分終了)

以上のとおり会議の次第を記録し、議事録署名者とともに署名します。

令和8年6月25日

議 長
(会長 水野 敏久)

議事録署名者
(議席番号8番 佐野 恵美子 委員)

議事録署名者
(議席番号9番 杉浦 圭志 委員)